



「家庭教育を実践する日」

News Letter 令和6年8月号

●ご家庭で簡単に実践できる取組を毎月紹介しています。

地域の行事に家族で参加しよう！

地域とのつながりを広げませんか

少子高齢化が進むなか、地域での人と人とのつながりが少なくなってきました。「地域学校協働活動」を進めていくことで、地域を活性化させようという動きがあります。地域と学校が協力して地域の子どもたちを育てていこうという取組みです。

地域の行事には、道路や水路の清掃活動、お祭り、年中行事、運動会やレクリエーションなど様々なものがあります。子どもたちの年齢が上がれば上がるほど、なかなか参加しにくくなりがちですが、ぜひ親子で参加したり、話題にしたりしてみたいかがでしょう。

自己肯定感を高める効果も

地域の行事やボランティア活動によく参加している子どもは、自己肯定感が高いという調査結果があります。子どもたちの居場所の一つとして、自分の育った地域（ふるさと）への愛着を育むため、できる参加の方法を親子で話し合い、検討してみてください。

地域行事やイベントを企画・運営する側として参加するのもよいですね。きっとより多くの貴重な体験ができます。地域づくりの活動については、まちづくりに関する団体、公民館、市町村の役場など、いろいろな団体が考えています。

下記の資料には、親子で話題にしてほしい事例が紹介されています。ぜひ、ご覧ください。

「みんなで子育て 3」家庭教育プログラム小・中学校編
岐阜県県民生活課HP

<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/255531.pdf>



「話そう！語ろう！わが家の約束」運動

「家庭教育を実践する日」の具体的な取組として「話そう！語ろう！わが家の約束」運動を推進しています。取組をとおして、家庭の大切さや家族のあり方について見つめ直してみませんか？

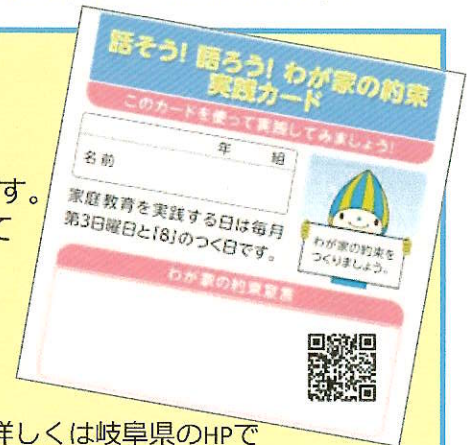
●運動の取組方法

- ① 家族で話し合って「わが家の約束」をつくる
- ② 取組実践カードに記録
- ③ 実践中や実践後に家族に互いの思いを伝えあう
- ④ 次の約束を話し合う

詳しくは岐阜県のHPで

岐阜県 家庭教育

検索



●家庭教育を実践する日とは？

「家庭の日（毎月第三日曜日）」と「早く家庭に帰る日（8のつく日）」を合わせた日です。8月は8日、18日、28日です。

●家庭教育に関するご相談は
岐阜県 県民生活課 生涯学習係

TEL 058-272-8752

このNewsLetterは
岐阜県HPにも掲載しています。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/408602.pdf>

